

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第15号

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「届け出」を「届出」に改め、同条第3項中「第2号」を「同項第2号」に改める。

第11条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第17条第1項中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第18条を次のように改める。

## 第18条 削除

第29条の2第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第36条第1項第2号ウ中「第3条第4項」を「第3条第4号」に改め、同項第3号ウ中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に、「第2条第4号」を「第2条第2号」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日の前日において、改正前の第17条の規定により支給されていた住居手当の月額（以下「旧手当額」という。）が2,000円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っているもののうち、旧手当額から改正後の第17条の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなるものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）、改正後の第17条の規定にかかわら

ず、旧手当額（ただし、経過措置期間内に当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基礎として改正前の第17条の規定により算出される住居手当の月額）に相当する額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 変更後の家賃の月額が変更前の家賃の月額より高い場合 変更前の家賃の月額
- (2) 変更後の家賃の月額が変更前の家賃の月額より低い場合 変更後の家賃の月額